

(様式 1 - 3)

福島県(飯舘村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 7 月時点

NO.	120	事業名	飯舘村産業団地整備事業(深谷地区)		事業番号	(6)-46-3
交付団体		飯舘村	事業実施主体(直接/間接)		飯舘村(直接)	
総交付対象事業費		(173,853(千円)) 237,576(千円)	全体事業費		(3,057,555(千円)) 2,950,436(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
飯舘村第 6 次総合振興計画で定める「村内での雇用の場の確保等」を実現するため、産業団地の整備を行い、就労場所の増加を図り、ひいては帰還住民や移住者、とりわけ働き世代の人口拡大を目指す。						
事業概要						
令和 5 年 4 月 1 日現在、村への帰還者は 1,216 人、現住人口は 1,500 人と被災前の人口の 1/4 程度であり、とりわけ、20 代から 50 代の働き世代の人口は 413 人、12 歳以下の子どもは 51 人とどまっており、村内におけるなりわいの創出を推進し、若者世代をはじめとした村内居住者を増やす取組みが急務である。 一方で、村内の事業用地に関して企業からの照会はあるものの、これら企業に紹介可能な適地がなく、具体的な誘致活動にも取り組めない状況にある。 このような状況のなかで、令和 5 年 9 月 15 日に相馬農業高等学校飯舘校の本校への統合が決定したことにより、県から高校跡地を譲り受けることが可能となったため、県道からのアクセスがよい場所に産業団地を整備するための適地が確保できることとなった。 については、以下の復興・振興計画を実現し、村内でのなりわいの創出に必要な不可欠な産業創出や新たな企業を誘致するため、村内に産業団地を整備する。 【当該事業関係計画】 ○飯舘村復興整備計画(令和 4 年 7 月策定) 2-⑤までいブランドを再生する 「新たな産業を積極的に導入することで、活気ある飯舘村を再生する。」 ○飯舘村第 6 次総合振興計画(令和 2 年 9 月策定) 2-4 産業(1) 産業の発展 「村内での雇用の場の確保等のため企業の誘致を行う。」 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合、当該箇所及び概要も記載してください。						
当面の事業概要						
<令和 6 年度> (第 46 回) 測量、基本設計、地質調査、不動産鑑定 (第 47 回) 地下水調査 (第 48 回) アスベスト調査、建物等調査及び解体費用算出、発注者支援 <令和 7 年度以降> 発注者支援、用地取得、解体工事、実施設計、造成工事、道路・橋梁整備工事						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
本事業の実施により、村内に企業が進出するための基盤が整備され、企業誘致や産業の創出が推進されることによって、ひいては帰還者や移住者の増加が見込まれる。						
関連する事業の概要						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票
令和 6 年 7 月時点

NO.	121	事業名	福島再生賃貸住宅整備事業(飯舘村移住定住促進住宅)		事業番号	(1)-5-3
交付団体		飯舘村	事業実施主体(直接/間接)		飯舘村(直接)	
総交付対象事業費		(17,711(千円)) 18,594(千円)	全体事業費		(17,711(千円)) 18,594(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本村は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に起因する東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により約 6 年間、全村に避難指示が出された。その後、平成 29 年 3 月 31 日に長泥地区を除く 19 行政区の避難指示が解除され、住民の帰還が進められることとなったが、長期の避難生活により生活基盤が村外に確立してしまった世帯も多く、令和 5 年 10 月 1 日時点において、村内で生活している村民が 813 世帯、1,536 人に留まっていることが本村の課題となっている(平成 23 年 3 月 11 日住民登録人口 6,509 人)。 また、少子高齢化も課題であり、本村の高齢化率(65 歳以上人口比率)は平成 22 年の 30%から、令和 5 年に 59%前後(居住人口ベース)であり、さらなる上昇が想定される。 これらの課題を解決し、地区コミュニティの再生・再構築や産業の活性化等、村内全体の復興再生を図るため、新たな活力を呼び込むことに繋がる交流・関係人口の拡大や住民の移住・定住の促進が本村として必要である。 なお、村としては、「飯舘村第 6 次総合振興計画(令和 3 年度～令和 7 年度)」において、移住関連分野の施策として「関係人口を増やし、交流を深める仕組みをつくる」、「移住・定住の受け入れを推進する」、「安心して定住できる環境の整備」等を掲げていることから、飯舘村第 6 次総合振興計画に基づき、人口増加のきっかけとしての交流推進、定住に繋がる移住推進、そして定住者が住み続けられる環境の整備推進を進めることとしている。 これらのことから、村は、さらなる再生と発展を目的として、ふるさとの担い手により地域の魅力を最大限引き出しながら交流・移住・定住の促進に取り組むため、住宅の整備を進める						
事業概要						
本村では、飯舘村第 6 次総合振興計画の将来像及び基本方針に基づき、草野大谷地移住定住促進住宅を整備する。 飯舘村第 6 次総合振興計画後期計画において、住民基本台帳人口を 2030 年の人口数を本来の 3,985 人から各種政策効果により、4,200 人とし、215 人である 70 世帯(≒71 世帯〔215 人/3 人(1 世帯)〕の増加を目標としている。 また、令和 4 年度における移住相談窓口における相談件数は約 73 件(世帯)で、そのうち住居などに関する住まいの相談が約 39 件(世帯)であった。このため、住居などに関する住まいの相談は総相談件数のうちの約 42%となっている。 このため、村では、70 世帯の 42%である 30 世帯(戸)を移住定住住宅として整備したい。 移住定住者向け住宅には、移住後の既存のコミュニティの存在とそのコミュニティとの良好な関係が不可欠である。 また、震災による高齢化の進捗、人口減少及び高齢化が加速したことにより、既存のコミュニティの衰退が進んでおり、コミュニティの活性化及び再構築が急務である。 このことから、震災後災害公営住宅として整備した大谷地団地に隣接する村有地に移住定住者向け住宅を整備し、コミュニティの再構築及び活性化をはかり、村の再生と発展を図る(整備戸数 10 戸)。						
当面の事業概要						
<令和 6 年度> ・住宅建設工事設計業務 ・地質調査業務 ・不動産鑑定評価業務 <令和 7 年度> ・建設工事 ・建設工事監理						

地域の帰還・移住等環境整備との関係	
飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。 原子力災害による全村避難により、荒廃した住環境の整備に取り組み、住み慣れた村を再興することにより、より多くの村民をはじめ新たに住みなおす村民の方、そして移住を検討される方の帰村や移住を促すものである。 全村避難により変化した世帯構成や増加する高齢者の独り暮らし等への対応、地域コミュニティの再構築への貢献、防災拠点としての役割に資するものとして、村営住宅整備を進める。	
関連する事業の概要	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	